

## 書評

### 岡村 繁著『文選の研究』

(岩波書店、一九九九年、三五〇頁、書名・作品名索引  
一五頁)

『文選』は中國古典文學を代表する詞華集であり、その研究は「文選學」「選學」と稱され、今日まで作品内容・注釋・版本などに關する數多くの考察がなされている。しかし、その編纂・流傳の狀況に關しては、未だ謎の部分が多い。このたび上梓された『文選の研究』は、その「文選學」の定説、新説、未解決の問題に對する、著者の數十年にわたる論考をまとめたものである。同じく『文選』に關心を寄せ、折に觸れてその示唆に富む見解の學恩を被っていた後學の一人として、この大著を改めて拜讀できたことは、この上ない喜びである。

以下、本書の内容を紹介するとともに、淺學ならではの

懸念と、今後の『文選』研究に對する課題を述べてみたい。なお、興膳宏氏の「兩側面からの『文選』研究」と題する本書の書評(『東方』二二五號、一九九九年一月)も參考とした。

本書の章立ては、次のとおりである。

序章 「文選學」の歴史と課題

第一章 「文選」編纂の實態と編纂當初の「文選」評價

第二章 「文選」と「玉臺新詠」

第三章 さまよえる「文選」

——南北朝末期における文學の動向と「文選

學」の成立——

第四章 細川家永青文庫藏「敦煌本文選注」について

——唐代初期における「文選」注解の片影——

第五章 永青文庫藏「敦煌本文選注」箋訂

第六章 「文選」李善注の編修過程

——その緯書引用の仕方為例として——

第七章 「文選集注」と宋明版行の李善注

あとがき

初出一覽

索引

一 「序章」について

「序章」は、今回の刊行に際して新たに書き下ろされたもので、本書の各章の内容が、次の項目でまとめられている。

一 「文選」の成立

二 科擧と「文選學」

三 宋代以後の「文選」研究と「文選」の版本

四 近來の「文選」研究とその課題

「一」が第一、第二章、「二」が第三、四、五章、「三」

「四」が第六、七章の各本論で論述される内容の要點を、

補足資料を加えながら記したものである。いずれも從來の學說の問題點を指摘し、それに對する著者の批判が明快に示されている。特に、「三」「四」には、斯波六郎著『文選

諸本の研究』の説を「全面的に否定した」(二三八頁)という本書の樞要な眼目が述べられている。その詳細については、

後の各論で紹介することにし、ここでは論述の仕方に関する二、三の問題について觸れておきたい。

問題の第一は、この序章全般にわたって、實に巧みな筆致で痛快なまでに舊來の學說が覆されてはいるが、その當否は、本論の詳細なる論證の裏付けによって決定されるものであることを十分に承知しておく必要があるということである。その際、序章に記された文章と第一章以下の初出時の論調には、多少の溫度差があることにも注意が必要である。さもなければ、この序章では、先ず結論があつて、その主張が次々と増幅される傾向があるので、本論でその論據が示される前に豫斷を持ちかねないし、誤解を招く可能性がある。たとえば、次のようである。

「一 『文選』の成立」で、「文選序」の要點を四項目に整理して、(一)「蕭統だけの個人用の歴代詩文名作選集であつたこと。」(四頁)とあるが、その根據は記されていない。そして、そのまま、

○同類の總集・選集の中で、ひとり『文選』だけが、もともと蕭統の個人的な賞玩用の歴代詩文名作集に過ぎ

なかった。(二二頁)

○元來は昭明太子蕭統の個人的な詩文愛玩用として編纂された『文選』三十卷(一四頁)

○蕭統の晩年、太子としての職務の餘暇、その病衰の身をいたわりつつ效率的に古今の詩文の名作を閲讀賞玩するために編纂された(『文選の序』)、蕭統だけの個人用の選集であつた。(二四頁)

○『文選』三十卷は、もともと昭明太子蕭統の個人的な詩文愛玩用の文學選集であつた。(二五頁)

と斷定されてゆき、それが自明の理のような印象を受けてしまふ。これは恐らく本論第一章(七五頁)によれば、「文選序」の「餘、監撫の餘閑、居りて暇日多く」からの推定であろうが、そこでも説得力ある論證にはなっていないのである。

なお、この『文選』編纂のまともに關連して、氣になるのは、一方では、「文選」という古典は、このような時代の、このような詩文の名作約八百首を選びすぎて、これを三十七種にも及ぶ當時の多様な文體ごとに整然と分類配

列した、現存唯一の本格的な當時の詩文選集である」(二二頁)、『文選』は、上述のごとく漢魏以來の格調高い正統文學の典型的名作を文體ごとに網羅した、いわば理想主義的な堂々の總合的詩文選集であつたのに對して、一方の『玉臺新詠』は、……興味本位の世紀末的詩歌選集であつた(二〇頁)と記されていることである。『玉臺新詠』の成立について近來の學說を批判するときは、『文選』を堂々の選集と評し、『文選』の編者問題やその隋代までの流傳を論ずるときは、さしたる價値のないもののように記す。各論中においてはそれぞれ痛快ささえ覺えるほどの見事な論調であるが、全體を踏まえた序章にあつては、ある程度の一貫性を持った説明がほしい。

北宋國子監本李善注『文選』の存在・宋代の出版文化の動向・李善注と五臣注に對する評價から、尤袤の李善單注本が六臣注本から抽出されたものだとする從來の説を批判する場合も、同様に論據不明確な所が見られる。

○宋代當時、彼ら達見の學者たちが敢えて世情に反して『李善注文選』を校刊したさい、とかく近來の學說に

見るところ、『六臣本』から「李善注」の文だけを抽出輯校するというような不見識な編纂方法が、果たしてのうのと發想され採擇されたであろうか。況んや近來のかかる學説が、宋代當時すでに李善單注本は亡逸していた、という不確實な假定の上に立つた思いこみであつてみれば、なおさらである。(二八、二九頁)

この中の「近來のかかる學説……」というのは、當然『四庫全書總目提要』の「其書自南宋以來、皆與五臣註合刊、名曰、六臣註文選。而善註單行之本、世遂罕傳。……豈非從六臣本中摘出善註、以意排纂、故體例互殊歟。」を指してのものであると思う。もちろん、この「四庫提要」は、誤りの多いことで知られる明・毛晉刊行の李善單注本をもとにしての説であり、著者の指摘の通りだからである。ところが、この直後に、

○そもそも近來のかかる學説は、いささか舊聞に屬するが今から四、五十年前、斯波六郎がその『文選諸本の研究』上篇(板本)において、『文選』の現存版三十餘本を精細に比較考證した結果、當時未見の尤表刊本

『李善注文選』の成立經緯を推定して、

尤本は、六臣本に據つて李善注を抽出したものかと疑われるが、其の據る所の六臣本は現存の板本よりも優れたものであつたか、否らざれば、尤氏の時、尙他に善本の存するあつて、それに據つて參訂した後上梓したのかであろう。(『文選索引』第一冊 一四四頁)

と論述したことに始まる。(二九頁)

と記されている。とすれば、著者のいう「近來のかかる學説」は、斯波説のことになる。そもそも斯波氏は、『四庫提要』の所見本については、「胡刻文選の未だ世に出ぬ時、清儒の用ひた李善注本文選は主として汲古閣本であつたものの如く(注⑭) 四庫の博聚を以すら李善單注本は、唯汲古閣一種を著録するのみ)、或は汲古閣本を以て善本なりと爲すけれども、其の必ずしも採るに足らぬものなること、上に論述した所に據つて推すことが出來よう。」(『文選諸本の研究』三七頁)と、誤り多き本である指摘している。その上で、『四庫提要』とは異なる独自の考證結果から、尤本の

成書経緯を推測しているのである。「近來のかかる學說」を、「言わば一斑を見て全豹を卜する類いの見解ではなかったか。」(二九頁)と痛烈に批判するのであれば、その對象である學說を明確にしておくのが當然であろう。結論が同じだからというので、『四庫提要』と斯波説を同列にしておいて批判の對象にすれば、讀者は斯波説に對して豫斷と偏見を抱くことになりかねない。この部分は、恐らく第七章で著者が譯文で抄録引用している程毅中・白化文兩氏の「略談李善注『文選』的尤刻本」の文(三三四頁)を受けてのものであろう。著者はこの後、斯波「文選學」の意義を説いて、「精細綿密に考證を加えた學術上の勞作」(三二頁)「精緻周密な學風を窺うに足る」(三三頁)と評し、なおかつ『四庫提要』の誤りを承知の上で、その學說を否定するのだから、この誤解を生ずるような記述は避けてほしかった。

なお、この節の注(29)で、著者が、「思うに、斯波は、『李善注』の場合、まだ北宋國子監本の存在に氣付いていなかったようである。」(四四頁)というのは、誤解である

う。北宋本の存在については、斯波氏もすでに知っており、對校本の一つに「北宋板李善單注本の殘卷」を挙げ(二文選諸本の研究)七頁、その注④に「劉文興定めて天聖明道間の本と爲すもの(北平圖書館々刊第五卷第五號)。予は劉氏が館刊に載せし一葉と、吉川幸次郎氏所藏の景照六葉とを見るを得た。」(二二頁)と記してある。これは後述するように著者のいう「北宋國子監本」である。斯波氏は「北宋國子監本」という名は記していないが、この北宋本殘卷の存在は承知していた。

また、注(28)に記す松浦友久氏の「李善注本『文選序』の音注について——「加注者」の検討と「別、入聲」の解釋——」についての見解にも記述の曖昧さがある。松浦氏の論據①「正文」中に夾記された双行の音注は、原則として五臣注の體例であったこと、②現行の『李善注』本は、元來『六臣注』本より抽出輯録したものであること、二點について、

○「正文」中の音注夾記は、たしかに『文選集注』等の舊鈔本には見えないけれども、元來すでに北宋國子監

本『李善注文選』にあつて、それが淳熙本（李善注）にも紹興本（五臣注）にも繼承され、さらに『五臣注』本系は、その啓蒙的・教育的な性格上、初學者たちのために音注をどしどし追加したのではないか。（四四頁）

と述べる。松浦氏①の論據は、唐鈔李善單注本や平安中期鈔本『五臣注文選卷二十』（天理圖書館藏）を見れば明白である。本來の李善注本の體例では、音注は各注末にあり、正文中の音注夾記は、「恐らく五臣注が成つて、ほどもない時期の鈔本をわが平安期に重鈔したものと察せられる」（『天理圖書館善本叢書漢籍之部第二卷』花房英樹解題、八木書店、一九八〇年）という五臣注本に見られる。現行の李善注本に見られる音注夾記は本來五臣注本の體例によるものである。もし假に北宋國子監本がその體例になつていたとしても、それは原李善注本の體例ではなく、五臣本の體例に據つたものであり、その音注も李善注ではなく、五臣のもの（「音決」などから五臣が取り入れた可能性も含めて）と考へるのが妥當であらう。著者の記述は、北宋國子監本が李

善注の原型で、その音注夾記も李善のものであつたとの誤解を招きかねない。

第二の問題は、『文選』諸注及び諸本に關して、著者の一方的見解のみがことさら強調され過ぎてゐることである。この序章を読めば、本書の見解が、現在の日本における『文選』版本に關する決定版であるかの印象を受ける。このことは、

○その後、『文選』に關する文獻學的研究がなかつたわけではない。と言うよりも、むしろ上述の斯波論文を忠實に祖述繼承する學者たちによつて、從來多くの業績が公表されてきた。しかし、そのほとんどは千篇一律、基本的には斯波説の主張を一步も越えるものではなく、私はこれらの論考に全く學問的な興味を覺えなかつたので、ここでは、必要な場合以外、それら後續の諸業績には特に言及しない。（三三三頁）

という姿勢に顯著である。基本線上に連なる諸論は無視するという態度は、本書における著者の一貫した姿勢であり、研究の大筋を示す上では有効なものであるかもしれないが、

細部に渉る精緻な考證が必要な版本研究においては疑問を抱かざるを得ない。たとえば、注(9)(四〇、四一頁)で、集注本所收「鈔」の撰者を公孫羅とする東野治之氏の説を支持している。これについては、すでに拙著『文選李善注の研究』(研文出版、一九九九年)で反論した。東野氏の論は、藤原敦光の『祕藏寶鑰鈔』に引かれるただ一例の「公孫羅文選鈔」をもとに論じられたものである。論據となる『祕藏寶鑰鈔』及び『三教勘注抄』に引かれる『文選』・「鈔」を検討した結果、その注記には集注本だけではなく、無注三十卷本『文選』などからの引用が見られ、九條本の頭注・紙背に見られる『文選』諸注の引用が、集注本・五臣單注本などからの重層的な注記で構成されているのと同じであった。平安末期公孫羅注が貴重視され、單行の注釋本として存在していたことから考えると、かの一例は單行本の公孫羅『文選鈔』から轉記されたもの名残である可能性が高い。なおかつ、集注本所收「鈔」は、その注文により三十卷だったことが明確であり、著者が精査された敦煌本『文選』注と同様に、未整理で講義録的性格が強いもの

であること等を考え合わせると、集注本の「鈔」は、『文選』學者として名をとどめる公孫羅のものとするより、無名氏のものとした方が妥當であろう。斯波説に對する反論が出たというだけで、著者がそれを支持したという印象を免れない。

『文選』諸注及び諸本に關する研究は、まだまだ不確定の部分が多く、單純には割り切れない問題を多く抱えているのである。一つの權威を果敢に突き崩された著者だからこそ、本書によつて全てを決して新たな權威を築こうとするかのような論述は、後學にとつては殘念である。

以上二つの問題は、本書の眼目となる斯波説の全面否定(三四―三九頁)にも及んでいる。著者は、斯波「文選學」に見られる顯著な問題として三點を指摘するが、その論述の仕方にも、それぞれ次のような懸念がある。

〈1 「文選集注」に對する評價の當否〉

著者は、斯波氏が「蓋し此の本世に出でて、廬山の眞面乃ち明かなるに庶幾しと謂つても過言ではなからう。」(『文選諸本の研究』一〇二頁)と絶贊し、「舊鈔本文選集注

『卷第八校勘記』では、「餘程明瞭な錯誤でないかぎり、すべて『集注』本に記すところを「是」として採擇」（本書三四頁）し、集注本を絶対化していると指摘する。『文選諸本の研究』の言は、「板本が皆誤つて、獨り集注本のみ誤つてゐない例を示して、此の本の價値を明かにしよう。」（八六頁）として記されたものである點を考慮する必要があろうが、「舊鈔本文選集注卷第八校勘記」の方は、確かに著者指摘の通り、根據を示さず集注本を「是」、板本を「非」とする見解が散見する。しかし、それらの個々の事例に反論すればよいのであつて、斯波氏が集注本を絶対化していると總括してしまうのには問題がある。そのような大掴みな捉え方をしたからこそ、

○斯波「文選學」の所説は、その精緻周密な校勘・考證にもかかわらず、案外、すこぶる粗陋で安易な結論が導き出されていたことに氣付く。たしかに數十年も昔の古い學説とはいえ、彼が結局このような結論しか導き出せなかつたとすれば、あの驚嘆に價する精細緻密な校勘と考證は、いったい何のための苦しい營爲であ

つたのか。考證の過程と結末との間を引き裂く悲劇的な斷層、乖離——この地層のずれは、果たして那邊から招來されたものなのであろうか。（三四、三五頁）

というような斯波「文選學」を全面的に否定するかなんか記述になつてしまふのである。こうなると、斯波「文選學」だけでなく、「文選集注」本の價値そのものも否定し去られたかの印象を受ける。版本と比較して集注本が相對的に李善注の舊をもつとも多く存していることは事實であり、著者自身も

○その「文選」の正文といい、援引する注書・注文といひ、まことに珍貴の極と言わざるを得ず、現存版本の訛誤を正すべき所も甚だ多い。（三二頁）

と言ひ、その注（30）には、斯波六郎「文選諸本の研究」を參照と記してある。精緻な校勘の結果、「文選集注」本の價値を導き出した斯波「文選學」全てを否定し去つてしまふような言辭には贊同しかねる。個々の考證事例における集注本絶対視だけを否定したのでは事足りないのだから。



(2) 尤本刊本の成立事情

ここで著者は、尤本が六臣注本から抽出再編されたものであるという斯波説を否定する。それは『文選諸本の研究』の二四頁（先に挙げた本書七頁の引用）、及び六、七頁の「此の類の祖本たる尤本は、今、之を見るを得ないが、尤本を景模重鐫せる胡刻本を以て推すに、是の本はもと唐の李善單注本に據れるに非ず、李善注と五臣注とを併せ採れる本に就いて、正文は李善本と思われる文字に従ひ、注は李善注と思われるもののみを抽出したに過ぎない。随つて、正文の文字及び分節俱に五臣本に従つたり、注中に五臣の文を混じたり、正文中に音釋を存したりする誤謬が有つたようである。」という斯波説である。

しかし、『文選諸本の研究』には、いずれもその後には、「胡氏の據れる尤本の短所は此の通りである。併し胡刻本及び袁本・四部叢刊本等の現存板本を以て、唐鈔李善單注本（敦煌出土本が二種有る）・舊鈔文選集注本（李善本の眞面目を保つ所が多い）・北宋板李善單注本の殘卷と對校するに、今の板本中、最も多く上の古本と合するのは胡刻本である。

これから推せば、尤本は現存の六臣合注諸本に比べて、優る所の有る本であつたことが知られる。是を以て、尤本を景模重鐫せる胡刻本は、李善本の舊を存する度に於ては、今の板本中の白眉なりと謂ふことが出来る。」（七頁）、「是を以て、尤氏本を重彫せる胡刻本は、現存板本中、最も李善の舊を存するものだと言ふことが出来る。」（二四頁）と記されていることを忘れてはならない。斯波氏が三十餘種の版本を精査した上での、結論の最重要部分は、胡刻本『文選』が、李善注の舊を最も多く留めた善本であるというところにある。

確かに、斯波氏の尤本に對する推論は、尤本そのものを未見の段階でのもので、問題點もある。また、著者が、

○廣く宋代全般にわたる『文選』諸本の出版狀況の推移を見通し、また尤本以前すでに北宋國子監本『李善注文選』が「模印頒行」されていた事實にまで視野を廣げた、言わば大局的見地からの推定ではない。（三五頁）

と指摘するのもその通りである。尤本の成書過程に關する

當否はともかくとして、當時の出版状況を加味した著者の考察は、斯波説の不足を補つて餘りあるものである。しかし、斯波氏の最も肝要な結論に全く觸れず、その前段に記された李善單注本の傳承のされ方の部分だけを取り上げ、「本命的な推定」(三六頁)と規定するのは、一方的な見方に過ぎるであろう。

〈3〉北宋國子監本の存在

『文選』版本の系統について、北宋李善單注本の存在を重視することは、白・程兩氏及び著者によって新たに提起された貴重な提言である。しかし、わずか數葉の北宋本を見ただけで、尤本さえ未見であつた斯波氏が、北宋國子監本の存在に氣付いていなかったということとさら問題にして、

○純厚な文獻學者であつた彼は、もつぱら舊鈔本や古版本のテキストの善し惡しだけに關心を奪われて、ついにその終焉までこれに氣付くことはなかつた。(三三八頁)

と云うのは、いかながなものであろうか。學説は新たな資料

の發見とともに變化して當然のものであろう。先人の足りないところは、補足訂正していけばそれでよいのではなからうか。學界の定説となつていた斯波「文選學」を「全面的に否定した」(三八頁)というのは、冷靜な判斷を阻害しかねない、不必要な拘りに思えてならない。

本論の評に入る前に、いささか細部にわたり過ぎたかもしれない。或いは、

○『文選集注』と宋明版行各本の李善注を、「兩者を同一系統上の前後關係にあるものと見做して單線的にこれを位置づけ、完全から不完全へと脱落の方向で舊鈔本から宋明古版本への推移を想定するのではなく、むしろ反對に、兩者を複線的に別々の系統のテキストとして位置づけ、簡素な注から詳細な注へと増殖の視點でこれを見直さなければならない(三三八、三九頁)

という、唐鈔本から集注本そして版本への系統を考へる上での示唆に富む新見解を示し、從來の學説の重壓を押しつけるには、著者の筆力を以て始めて可能だったのであろうかとも思う。

以下、第一章から第三章までは、一九八六年から一九八八年に書かれたもので、『文選』とその編纂時代の文學に言及したものである。

第四章から第七章までは、『文選』注釋と版本に関する論考で、第四章が一九六五年、第五章が一九六五年（一九九三、一九九七年補訂）、第六章が一九八七年、第七章が一九七九年に、それぞれ刊行されている。

## 二 「文選」編纂の實態と編纂當初の『文選』 評價』について

第一章は、

- 一 「文選」編纂以前の先驅的詩文總集と詩文選集
- 二 「文選」に對する六朝末期の文壇の反應
- 三 昭明太子と東宮文壇の盛衰
- 四 昭明太子の病衰と劉孝綽の東宮職復歸
- 五 「文選」編纂の實態
- 六 「文選」——先行詩文選集からの第二次的選集

で構成されている。

書 評

現在では、漢魏六朝文學の代名詞的存在になっている『文選』であるが、實は梁・陳時代の諸書の中で、その名が見えるのは、『梁書』『南史』の昭明太子傳の末尾に、『文選』三十卷の四字が、後人の付記かと疑うほどそつげなく記載されているだけで、その編纂の實態は謎である。本章では、その『文選』編纂當時の謎の解明を試みている。

まず、一、二節で、『文選』以前に既に優れた文學選集が編纂されていたこと、『文選』が當時の知識人の話題にさえ上っていないことを指摘する。そして、三節以下で、『梁書』の記事をもとに、昭明太子を中心とした東宮文壇の狀況を推測し、清水凱夫氏の『文選』の編者を劉孝綽とする論（『新文選學』研文出版、一九九九年、に再編収録）を補充して、『文選』は、

○第一次的選集に全面的に寄り掛かって、劉孝綽が病身の昭明太子の閱讀賞玩のために、匆匆の間にそこから秀作を抽出した第二次的選集に過ぎなかった。（七七

頁）

と結論する。また、『文選』が當時顧みられなかったのは、  
 ○六朝末期前後の高度な知識人たちにとっては、『文選』  
 のような個人用で二番煎じの簡約化した選集は、特に  
 取り上げてあげつらうほどの價值あるものではなかつ  
 たのであろう。(七七頁)  
 という。

そもそも、謎の多い『文選』編纂の實態について、劉孝  
 綽との關わりを指摘したのは、斯波六郎「昭明太子」(『中  
 華六十名家言行錄』弘文堂書房、一九四八年)である。斯波氏  
 は、『文鏡祕府論』南卷の「梁昭明太子蕭統、與劉孝綽等、  
 選集『文選』」、『玉海』卷五十四の注記「與何遜・劉孝綽  
 等選集」、上野本『文選』殘卷の「文選序」の鰲頭に記す  
 「太子令劉孝綽作之云々」などに、『文選』と劉孝綽の關  
 係を窺わせる記事があること、また『梁書』劉孝綽傳、王  
 筠傳に見られる昭明太子の劉孝綽への親愛ぶりから、「か  
 くの如く太子の最も親愛してゐたものは劉孝綽であつたこ  
 とが推定せられるからには、その文選選集に際しても、主  
 として劉孝綽をしてその事に當たらしめたといふことはい

かにも有りさうに思へるのである。」という。また、その  
 編纂の時期については、「文選にその作品を採録せられて  
 をる梁人の内最後に死んだのは陸倕であつて、それは普通  
 七年太子廿六歳の時のことであるから、劉孝綽等をして文  
 選を成させたのは、普通七年以後と見なさなければなるま  
 い。」という。

清水凱夫氏は、それを一歩進めて、劉孝綽單獨編纂説を  
 提起し、編纂時期は大通元年(五二七)から大通二年(五  
 二八)の間であつたと推定する。著者は、ここでそれを決  
 定づけるかのごとき假説を展開する。それは、當時の狀況  
 を髣髴とさせるかのような一つのドラマとなつていて、著  
 者の見事な論の展開、筆致には感服する。

ただ、この劉孝綽單獨編纂説、普通七年以後の編纂説に  
 ついては、中國の學界で現在でも論争が續いている。因み  
 に、穆克宏『昭明文選研究』(人民文學出版社、一九九八年)  
 では、清水説に異を唱え、普通七年以後の昭明太子は、文  
 學活動を行うような狀況にはなかつたことを指摘し、『文  
 選』は普通三年から七年までの間に、文人が多く參集して

いた時期に編纂された可能性が大きいという。

その他、序章で指摘した以外に、本章を読んで考えさせられたのは、次のようなことである。

なぜ、「偏険で個性の強烈なカリスマ的實力者」「傲慢で感情的な」(七五頁)劉孝綽が、「品性」「弘厚」「な貴族」(七五頁)で昭明太子の「哀冊文」を記すことを命ぜられた王筠よりも太子に親愛されたのか。性、山水を愛し、女樂を遠ざけたといわれる昭明太子が、温厚な王筠より、劉孝綽を選んだのはなぜなのか。

『文選』が、隋朝まで話題にさえ上らなかったのは、その時代の文學嗜好とも關係あるのではなからうか。興膳宏氏は本書の書評で、『文選』が南朝社會で埋もれた状態になった原因として、昭明太子の死後の彼の子孫と梁王室との不幸な關係が預かっていたのではないかという、もう一つの可能性を示している。いずれにしても、今後更に昭明太子及びその周邊の詩文、また簡文帝以下の詩文を精讀し、時代狀況と絡めて考察することが必要であろう。

### 三 「文選」と『玉臺新詠』について

第二章は、『文選』より少し遅れて編纂されたと言われている『玉臺新詠』を取り上げ、當時の文學理念を解明しようとしたもので、

#### 一 硬派文學と軟派文學

#### 二 『玉臺新詠』の編纂事情

#### 三 簡文帝蕭綱の「湘東王に與うる書」

#### 四 『文選』の編纂基準と蕭綱の文學理念

五 堂々の文學と日陰の文學

で構成されている。

『玉臺新詠』は、『文選』以上にその編纂實態について謎の多い選集であり、梁より三百年後の唐・劉肅『大唐新語』にその編纂經緯が記されているに過ぎない。これについて著者は、興膳宏『玉臺新詠成立考』(『東方學』第六十三輯、一九八二年。後、『中國の文學理論』筑摩書房、一九八八年刊所收)に依據して、蕭綱(昭明太子の同母弟、後の簡文帝)が太子であった大通六年(五三四)前後に、東宮學士の任

にあつた徐陵によつて編纂されたとする。そして、『文選』は「多角的で理想主義な硬派文學の淵藪」で、『玉臺新詠』は「専門的で頹廢の享樂的な軟派文學ばかりの苑囿」（八四頁）だと規定し、青木正兒『支那文學思想史』に始まる近來の學説が、『文選』を保守的、『玉臺新詠』を革新的で新傾向にあるとする新舊對峙論・新舊交代論の基本線上で論じられていることを批判する。

次いで、從來様々な讀みが示されている簡文帝の「湘東王に與うる書」に對する著者自身の讀解を示し、『文選』の編纂基準と蕭綱の文學理念とは正に完全に合致する（九五頁）という。ただ、蕭綱は、

○一方では、兄の蕭統とは異なり、當時東宮文壇から勃興しつつあつた「宮體」詩という香艷巧緻な享樂的「新聲」に對しても、これまたすこぶる執心であつた。

（九六頁）

と述べつつ、その「宮體」詩とそれを選録した『玉臺新詠』については、

○「宮體」詩は、あくまでも當時の文壇における裏側の

文藝であつた。それがたとえ當時の宮廷詩人たちの間で壓倒的な人氣を博していたとしても、かの『文選』に展開された堂々の文學とは全く異なり、人々の面前に晴れがましく公開することが些か躊躇されるような、いわば日陰の姬妾的文藝であり、うら恥ずかしくも快樂一杯の妖艷な宮廷文藝であつた。（九七頁）

○正統文學とは天地の懸隔がある、いわば濁流文學の選集（九八頁）

○とにかく『玉臺新詠』は、當時「宮體」詩に耽溺していた若い徐陵が、淫靡な女性贊美の享樂的風潮の中で、太子蕭綱の正統な文學理念とは關係なく、ひそかに單獨で編纂した「艷歌」の選集であつた可能性がきわめて高い。（九九頁）

と記す。

この間の論理は、著者にしては珍しく不明確である。蕭綱の文學觀は、兄昭明太子と同じものだったが、一方では享樂的「新聲」の「宮體」詩にも執心であつたというのなら、『玉臺新詠』の編集があつたとしても何ら不思議

議はないのではあるまいか。著者自身述べるように、「おむね當時の宮廷詩人たちに共通する創作上の硬軟二面性」(九九頁)があつたとすれば、なおさらであろう。また、次章では、蕭綱を中心に庾肩吾・庾信・徐摛・徐陵などの宮廷文人が、専ら婦女の妖姿艶情を題材にして巧麗艶冶な「宮體」詩の競作に打ち興じた(一〇六頁)と記してあるのだから。

また、『玉臺新詠』を

○興味本位に派生した「宮體」詩という頽廢的享樂的な日蔭の「新聲」の選集であり、しかも徐陵一人がひそかに編纂した假託の私撰集(二〇〇頁)

とみなし、一方の『文選』は、

○たとえ名目だけにせよ昭明太子を編者とし、正統文學の全様式にわたつてその典型的作品を網羅した堂々たる官撰集(二〇〇頁)

とする。これは、第一章で『文選』を「第一次的選集に全面的に寄り掛かつて、劉孝綽が病身の昭明太子の閲讀賞玩のために、匆匆の間にそこから秀作を抽出した第二次的選

集に過ぎなかつた。」(七七頁)「個人用で二番煎じの簡約化した選集」(七七頁)「一番煎じの安易な選集であつた」(七七頁)と規定したのと矛盾しているのではないか。

更には、蕭綱の文學觀が著者指摘の通りならば、なぜ蕭綱は『文選』に思いを致さなかつたのであろうか。新たな疑問が生じてくる。

各章間のずれで言えば、後の第三章一二八頁では、『玉臺新詠』に通ずる「宮體」を「華艶な近代詩文の流行」といい、『文選』を「傳統的な正統文學の典型」と記すのは、本章の保守と革新という學說への批判にならないのではなからうか。

もう一點、本章では、林田愼之助「南朝放蕩文學論——簡文帝の文學觀」(『東方學』第二十七輯、一九六四年)、「蕭綱の「與湘東王書」をめぐつて——森野氏論文「簡文帝の文章觀」批判」(『中國中世文學研究』第七號、一九六八年)

(並びに後「中國中世文學評論史」(創文社、一九七九年)所收)、森野繁夫「簡文帝の文章觀——「湘東王に與うる書」を中心として」(『中國中世文學研究』第五號、一九六六年)〈後「六

朝詩の研究」(第一學習社、一九七六年)所收、清水凱夫「簡文帝蕭綱『與湘東王書』考」(『立命館文學』第四三〇・四三一・四三二合併號、白川靜博士古稀記念中國文史論叢、一九八一年)などの簡文帝蕭綱の文學觀をめぐる諸論、及び最初に『玉臺新詠』の成書期について依據した興膳宏氏の論考の蕭綱の文學觀と徐摛・徐陵との關係を論じた後半部分に全く觸れないのは、どうしたことであろうか。或いは、

○青木説以下従來の諸研究が導き出した結論は、すべて一應これを黙殺しておいてよい。(八七頁)

という考えからなのであるうか。とすれば、先に序章で「斯波論文を忠實に祖述繼承する學者たち」(二三頁)として諸論を無視したのと共通する態度である。煩を厭わず諸論の問題点を指摘し、批判を展開してもらえなかつたのが、残念である。

しかし、著者が指摘した「當時の宮廷詩人たちに共通する創作上の硬軟二面性」(九九頁)は、梁代の文學を考える上で重要な鍵を握っている。それは、徐摛の「宮體」詩が東宮で流行したのに激怒した武帝蕭衍が徐摛を召しだして

詰問し、かえってその經史百家、佛教についての學識の深さに感嘆した(『梁書』徐摛傳)ということに象徴的である。

雅と俗、典麗と艷麗、公と私、學と遊、今と昔、眞摯と放蕩、緊張と弛緩、集中と散漫、華靡と節儉、當時の詩人達はこの両面をよく見せる。作品から読み取る主義主張を一面的に捉えていたのでは、本質に迫れない、二面性を備えている。それは修辭技巧にも反映されている。簡文帝や劉孝綽の文を讀んでいると、對になる一方には代表的經史百家の典故を踏まえ、一方は小説に涉るかのような典故不明な句を作る「一熟一生」の技法が散見する。本章の指摘には、今後この時代の詩文を考える上で大變興味深いものがある。

#### 四 「さまよえる『文選』」について

第三章は、第一章の後を受けて、「文選學」が成立するまでの、南北朝末期から隋に至る文學の動向を論じたもので、

#### 一 南北朝末期の社會情勢と貴族文藝



## 二 梁朝の滅亡と南朝貴族文化の消滅

### 三 陳朝の軍國主義的臨戰體制

### 四 北周宮廷文壇の「宮體」への惑溺

### 五 隋の文帝楊堅の詩文改革・人材登用と「文選學」の黎明

の五節で構成されている。

まず、第一章で提示した『文選』成立とその後の評價を前提として、梁末の「侯景の亂」から陳にかけての南朝貴族文化の消滅を、政治・軍事と文學の両面から詳細に分析する。そして、梁にあつては淫靡艶麗な作風で「宮體」詩の代表作家だった徐陵が、陳朝にあつては嚴峻亮直な服務ぶりでその學徳は遠近より敬慕されたということ为例に、陳代の文學不毛を、

○當時の緊迫した軍國主義的臨戰體制の渦中で全く逼塞し、劉宋以來の華麗多彩な南朝貴族文學に對しては敢えて拒否的でさえあつて、その傳統を繼承する意思もなければ實績もなかった、と斷言してよいのではないか。(一一五頁)

と説く。

ただ、梁のことは作風であつて、陳のことは服務態度である。比較の基準が違つているのが氣になる。人柄、服務態度が即詩文と直結すると考えるのは危険ではあるまいか。作品からの實證が是非必要である。

一方、北朝については、梁を滅亡させて王褒・庾信ら梁朝の文雅の士を幕下に結集させた宇文泰の西魏(後の北周)で、

○みるみる浮艶な「宮體」一色に塗りつぶされ、「一韻の奇を競い、一字の巧を争う」世紀末的な作風が貴顯百官を眩惑魅了してしまった。(一一二頁)

と指摘する。ついで、その北周の後を繼いだ隋の文帝楊堅の「典雅な傳統的作風への回歸」を目指す詩文改革と、官吏登用試験制度「科擧」の實施を取り上げ、先秦から齊梁までの代表的な詩文を集め、分量も適當なものであり、なおかつ文帝が嫌惡排斥した輕艶な詩文は全く採録されていない『文選』が、

○人々の要求にびつたりと合致する手頃な模範詩文集

(二二六頁)

として歓迎されたと結ぶ。

この間、李諤の「文華を革むる」上書を讀解し、その文章について、

○恐らく讀者は、この文章が、内容においても表現においても、『文選』所收の諸文に甚だよく似た文辭のつらなりであることに氣付くであろう。正に『文選』に象徴される六朝の齊整典雅な傳統的駢文である。(一二四頁)

との指摘があるが、どこがどう似ているのか、もう少し明確にしてあげれば、詩文改革がより具體的なものとして提示されたのではなからうかと思う。

ともあれ、『梁書』『南史』の昭明太子傳の末尾に、『文選』三十卷」とだけ記され、唐初に勃興する「文選學」との間が全く不明だった問題に、一つの筋道をつけた初めての畫期的論考であり、『文選』及び李善注の價值を考える上で、貴重な教示となっている。新しい視點から、資料と假説を實に巧みに組み合わせつつ、見事な論理展開を示す

著者の面目躍如たる一節であろう。

## 五 細川家永青文庫藏『敦煌本文選注』に關する

### 論考について

第四章以下は、興膳宏氏が「『文選』の第一の顔」と書かれた、いわゆる舊來の長い傳統を有する「文選學」、つまり中國學の傳統である注釋、版本に關する考證學を中心とするものである。特に第四、五章の「永青文庫藏『敦煌本文選注』に關する研究は、分量的に本書の四割餘を占め、その實證的成果の大きさとともに本書の白眉となっている。

この『敦煌本文選注』殘卷は、李善注本『文選』卷四十四の司馬相如「喻巴蜀檄」・陳琳「爲袁紹檄豫州」・檄吳將校部曲文」・鍾會「檄蜀文」・司馬相如「難蜀父老」の五篇の注釋のみを收録している唐初の「文選學」の一端を窺える貴重な資料である。著者は第五章で、これを精査翻刻し、詳細な注解を施している。相當の時間と勞力を要するだけではなく、中國古典について人並み優れた學識を有してい

なければできない力作であり、それが一九六〇年代半ばに  
なされていることは驚嘆に値する。

その成果をまとめたのが第四章である。そこでは、まず  
集注本・九條本の古寫本を含む諸本との校勘を通して、

○敦煌注が據ったテキストが、たしかに獨自性に富んで  
はいても、なおかつ古寫本との間にいまだ決定的な距  
離をおいていなかったこと（二三五頁）

○これら古寫本の中でも特に『文選集注』に引く鈔・音  
決と比較的近づいたのではないか、（二三七頁）

と指摘する。そして、現存諸注との比較から、その注釋内  
容の獨自性を指摘していく。

その考證態度は極めて慎重である。それは、

○敦煌注本と鈔・音決が相近いらしいといつても、所詮  
はあやふやな推測の域をでるものではない。なぜなら  
ば、敦煌注の正文と鈔・音決のそれとが、高い比率で  
かみ合っているとはいいながら、それはあくまでも比  
率にしか過ぎないのであって、その實例自體は判斷を  
下す資料としてあまりにも數少なく、かつ斷片的であ

り過ぎるからであり、また例外もいくつかは見受けら  
れるからである。（二三七頁）

○鈔のほうは、陸善經注に比べると敦煌注に似通った解  
釋が相當に多い。しかし一方、相異なる箇所も劣らず  
多く見られ、わたくしの調べたところでは、敦煌注と  
通ずる解釋・食い違う解釋の比率は、だいたい四對三  
である。こんな割合では話にならない。（二五二頁）

という言い方に顯著である。この姿勢こそが、考證學に缺  
くことのできないものであり、それによって始めて次のよ  
うな實證的研究成果が生み出せたのだということを、體感  
できる。

『敦煌本文選注』のテキストの特異性を指摘した後、こ  
の注解の特色が明らかにされていく。そしてそれは、講義  
調の用字用語、サービス過剰な説明、表記の不統一・未整  
理、等々の「實際に講義をしているようなまの口吻が隨  
所に見られること」から、

○『文選』講義のための師匠のメモか、でなければその  
受講者が要點をまとめたノートではなかったか、（一

四三頁)

と推定する。更に、

○従来の『文選』諸注が、アカデミックに一應ままとつた、いわば冷やかな能面的完結性を持つのに對して、この注は私塾の性格のにじみ出た、暖かい人間の息づかいを主張するかに見える。(一五七頁)

○唐初における通常の讀書人階層——これには當然文人や詩人も含まれる——が手ほどきされ、受けとめた

『文選』の風貌を、局限された範圍ながらよほど具體的に把握しうるはずである。(一五七頁)

と、まさに唐初の「文選學」の現状を髣髴とさせるかのよくな指摘が續く。今改めて本章を讀みながら、かつて集注本所收の「鈔」の内容をまとめるのに際して、胸躍らせながら味讀した記憶が再び蘇ってきた。初出後、三十年以上経過した現在でも輝きを失つてはいない。

最近、世に出た『天津市藝術博物館藏敦煌文獻』②(上海古籍出版社、一九九七年)に収録する「文選注」(津藝一〇七(七七・五・四四四六))は、李善注本『文選』卷四十三

の注釋であり、その書式から見て、「永青文庫藏『敦煌本文選注』」の前の部分に相當すると思われる。著者の後塵を拜してこれを讀解することは、後學の務めであらう。

六 「文選」李善注の編修過程」について

第六章は、「文選」李善注の編修過程を、版本と敦煌出土唐鈔『文選』李善注殘卷に見られる緯書引用の仕方を例として論じたもので、

一 隋唐「文選學」史上における李善注の價値

二 「文選」李善注の初注本と唐朝祕閣本

三 敦煌出土の唐鈔『文選』李善注殘卷二本の内容

四 緯書の引用から見た『文選』李善注の典故指摘の補充過程

五 類書による典故の檢出から廣範な古典による補訂

の五節からなる。

周知のごとく、唐末の李匡乂『資暇錄』に、李善注『文選』には、「初注」「覆注」「三注」「四注」そして最も注解

の多い「絶筆本」があつたことが記されている。本章はその李善注の増補経過を探ろうとしたものである。

まず李善の傳記から、顯慶三年（六五八）の『文選』注上表は、李善三十歳前後であつたと推定し、それは、

○未熟な弱壯時代の撰述であり、しかもさほどの歳月を  
かけずに編修された可能性も大きいだけに、その後數  
次にわたる補訂結果に比べると、恐らく注解の及ばな  
かつた個所や訂正を要する注記も少なくなかつたこと  
である。 (二九六頁)

と言ひ、この「顯慶三年に表上された『文選注』六十卷の草稿本」(二九六頁)が、李匡父『資暇錄』にいう「初注」本であつたとする。

この點、拙考によれば、顯慶三年の李善は、もう十年後の四十歳頃であつたと思われる。とすれば、著者の「未熟な弱壯時代の撰述」「草稿本」というのは、當たらぬ。そもそも、論證以前にこのような先人主を與えて、後の結論へと誘導するような論述の仕方には、疑念を感じる。

ついで、李善生前の寫本とされる「唐鈔李善單注本文選

書評

殘卷」二種(羅振玉『古籍叢殘』所收)について検討し、書寫の不注意による誤脱はあるものの、

○これはこれなりに忠實に李善初次表上本の舊を傳えようとした、かけがえのない基礎的文獻と言ふことができ。 (三〇〇頁)

と判断する。そして、その「唐鈔本」と「文選」諸本との緯書の引用の仕方を検討し、李善注の増補の過程を説いていく。

「唐鈔本」殘卷「西京賦」に四條の緯書が引かれている。これらの内三條は、唐初の類書『藝文類聚』『北堂書鈔』にも採録された文であり、残り一條も『太平御覽』に見える。ところが、「唐鈔本」に無くて、版本李善注に見られる緯書二條(いずれも「解嘲」)は、先の類書に見られないものである。つまり、前の四條は容易に檢出できる性質の典故であり、後の二條は「長い時間をかけて、廣く各種の古典を涉獵」「並々ならぬ勤勉と忍耐とを強いられた」(三〇四頁)ものだといふ。その結果、李善の注釋の仕方と増補の経緯について、

○すでに當時存在していた代表的な諸類書を存分に活用し、もってその新編『文選注』のあらましの形態を作り上げようとしたのではないか。つまり、當時まだ少壮の學者であつた李善は、讀書量が足りないわれわれのおおむねの着想と同様、まずは手つ取り早く既成の代表的類書を驅使して、とにかく效率的に一應の成果をあげようとしたものと思われる。(三〇六頁)

○李善は、元來主として類書から典故を検出した「初注」を基盤にし、爾後彼の各種古典に對する讀書が擴がり深まるに従つて、漸次その空白を補填していつたのではないか。(三〇六頁)と推論する。

李善注の増補について、李善自身が補充を重ねていったことを示唆した點は、李善の事跡から考えて、妥當なものであり、李邕補足説が一般的であつた本論發表當時においては、晝期的な推論であつた。餘人の追隨を許さない著者の構想力には敬服するほかない。しかし、李善が若年であつた故に、注釋に際して類書を利用したという點は、僅か

緯書六條の檢討からだけでは、何とも判斷しがたい。四萬箇所にもほる李善注の引書について、古寫本を含めて、版本をもっと精査する必要がある。

そもそも、李善注の「唐鈔本」になく版本にある引書は、そのすべてが檢索困難なものばかりではない。たとえば、

「西京賦」の「初若飄飄、後遂霏霏」の雪が細かく降る形容を表現する「霏霏」に對して、永隆本李善注には注がないが、胡刻本など板本には、「毛詩曰雨雪霏霏」と『毛詩』小雅采薇を引いている。「霏霏」は、『文選』中卷二の他六例使用されている。(以下の引用文は胡刻本による。)

・卷十、潘岳「西征賦」應刃落俎、霍霍霏霏〔李善注〕なし。

・卷十六、潘岳「寡婦賦」雪霏霏而驟落兮〔李善注〕毛詩曰雨雪霏霏。

・卷二十六、范雲「贈張徐州稷詩」淚下空霏霏〔李善注〕毛詩曰雨雪霏霏。

・卷二十七、魏武帝「苦寒行」雪落何霏霏〔李善注〕毛詩曰雨雪霏霏。

・卷五十七、潘岳「哀永逝文」雲霏霏兮承蓋〔李善注〕楚辭曰雲霏霏而承宇。

\*他の一例は、卷三十三の「九章涉江」であり、ここにはもともと李善注がない。

雪と涙の降り落ちる意の時は、全て『毛詩』を引き、雲がもくもくと覆いかぶさる意の時は「楚辭」九章涉江を引き、卷十の魚肉が細かく切られて落ちる意の時は、引書していない。また、唐鈔本と板本との間に見られる注釋増補の問題は、集注本と板本の間においても同様である。たとえば、卷五十八（集注本卷百十六）王儉「楮淵碑文」の「冠冕當世」に對して、集注本李善注は引證がないが、板本には、「晉中興書庾冰疏曰、臣因循家寵、冠冕當世」という注がある。「冠冕」については、卷三十八任昉「爲蕭揚州薦士表」の「海内冠冕」、卷四十六任昉「王文憲集序」の「海内冠冕」ともに『晉中興書』の同文を引用している。また、卷四十（集注本卷七十九）沈約「奏彈王源」の「往哲格言」に對して、集注本は引證がないが、板本には、「論語考比讖曰、格言成法」という注がある。卷十六潘岳「閑

居賦」の「奉周任之格言」にも、「論語考比讖、賜問曰、格言成法、亦可以次序也」と引證している。いずれも李善注に精通していなければできない増補である。

これらの例のように、李善注にはしばしば『文選』全體を通して引證の使い分けがなされているし、當然あつてしかなるべき引書がない場合も散見する。このような増補例の實體から考えれば、著者が言うように、學識が備わつて始めて見つけられるというものではなく、單なる見落としと考へた方がよいと思われる。つまり、我々がするような辭書や類書を利用しながら注を施したのではなく、多く記憶に據つてなされたからこそ、脱落があつたと考へるのが妥當であろう。唐鈔本と版本を比較して、經書の鄭玄注などによる語義の補足が多いのもそのためだと思われる。經書史書の必要文獻は記憶することが一般だつた當時に、「書籠」とあだ名されてきた李善である。群を抜いた記憶力の持ち主だつたと考へたい。

先の第四、第五章に比して、十五年から二十年後に執筆された論考である第六、七章には、このように考證學に不可

缺な慎重さが薄れ、一部の意に添う例を擧げて結論を急ぎすぎる點が見られる。結論の當否はともかく、實證性が乏しくなっているのが残念である。

なお、些細な問題ではあるが、三〇五頁の「出入無間」の典據『淮南子』は、「原道訓」ではなく、「精神訓」である。また、同じく三〇五頁「史記、秦王曰、知一從一横、其說何。」が現行本の『史記』には見えないというが、これは、田敬仲完世家の「秦王曰、吾患齊之難知、一從一衡。其說何也。」を引いたものであろう。

#### 七 「文選集注」と宋明版行の李善注」について

第七章は、序章で相當の紙數を費やして述べられていた斯波「文選學」否定の論證編に相當し、

- 一 現存する李善單注本の成立に關する從來の認識
- 二 『文選集注』所收の李善注について
- 三 『文選集注』の李善注と現存版本の李善注との比較

#### 四 元來の李善注の形態

五 『文選集注』の李善注と現存版本の李善注との關係

の五節で構成されている。

先の序章も同様であつたが、著者の斯波「文選學」否定は、集注本『文選』を絶對視することを覆し、南宋の淳熙八年（一一八二）刊の尤袤刻本を祖本とする現存の李善單注本が、六臣本から李善注を抽出再編したものではなく、北宋刊李善單注本から傳承されたものであることにある。

本章では、まず、『四庫提要』に始まる李善單注本の六臣本からの抽出説を確固たるものにしたとする斯波説の根據を次の四項目にまとめる。

- (1) 正文・注が舊鈔李善本と合わず、舊鈔五臣本や板本の五臣李善注本（六家注文選）の袁本・李善五臣注本（六臣注文選）の四部叢刊本と合うところがある。
- (2) 夾注の位置が、舊鈔李善本と合わないところがある。
- (3) 正文中に音注を夾記するのは、李善本の舊ではなく、六臣本に近い。



(4) 李善注に五臣注を混じている。

これに對して、程毅中・白化文の兩氏が、「略談李善注文選的尤刻本」(『文物』一九七六年一一號)で、斯波說に異を唱えた、尤本が六臣注本から李善注だけを抽出したものでなく、北宋國子監刊本李善注『文選』をそのまま受け繼いだものであるという説を譯出した上で、斯波說への反論を始める。

程・白の兩氏の根據は、

① 舊鈔本が李善本の原貌を保存していたということとはでない。

② 北宋に既に國子監の刻した天聖(一〇二三—一〇三三)・明道(一〇三三—一〇三三)年間の李善本があった。

③ 尤表の『遂初堂書目』書目には、李善本と五臣本のみ記載され、六臣本が見られない。

④ 現存する最も早い六臣本(廣都裴氏刻本)は、政和元年(一一一一)に完成したもので、國子監李善本より數十年後である。

書評

⑤ 李善本と五臣本が混じり合つた形跡があるのは、傳抄・傳刻の間の變動である。

というもので、斯波說の論據については⑤で一蹴するだけで、個別の事例に反論したものではない。著者は、その程・白兩氏の論を支持し、更に、

⑥ 尤本に李善本と五臣本とを校合した「李善與五臣同異」一卷が付載されている。

⑦ 六家注文選・六臣注文選に、李善本と五臣本の正文異同の校語が數多く記載されている。

⑧ 南宋・程俱『麟臺故事』卷二に、大中祥符四年(一一〇一—)八月、三館祕閣の直官史校理を選んで『李善文選』を校勘し、摹印頒行したことが記されている。

⑨ 北宋の天聖・明道年間の刊本と推定される李善注文選の殘葉、同様な避諱字を持つ北宋刊本李善注文選の殘卷がある。

などの四點を追加し、斯波說への反論を強める。以下の著者の論證も、程・白兩氏と同様に、直接斯波氏の論據とする事例に反駁したのではなく、①②を補強したものである。

る。

① について著者は、『文選集注』卷八「蜀都賦」、卷九「吳都賦」の一節を取り上げ、現存版本との對照を行い、劉逵注・五臣注については、兩者の間にさほど大きな異同はないのに、李善注については、集注本が版本に比べて異常に膨張していることを指摘し、

○ 『文選集注』が據ったところの李善注が、もっぱら李善の注だけに的をしぼって、とにかく克明にこれを増補した第二次的な後出の李善注ではなかったかと、推測せざるを得ない事象である。(三三二頁)

○ 従來のごとく一方的に集注本をこそ絶對的な準據とし、集注本にあつて版本にない李善注は、すべて後人の誤脱ときめ付ける武斷な見方には、われわれが容易に荷擔し得ないところがあること、おおむね察知することができるであらう。(三二八頁)

と、集注本所收の李善注を二次的なものだとした上で、斯波氏の「舊鈔本文選集注卷第八校勘記」を批判する。しかし、前章で示唆したように、増補が李善自身によるもので

あれば、この増補された集注本所收の李善注も、李善注の舊の一つになるのではなからうか。また、

○ 今まで舊鈔本の『文選集注』の蔭にかくれて、不當なほどに低い評價しか受けてこなかった現存版本の李善注に對して、あらためてその眞價を問い直す必要性が出てきた。(三三七頁)

というが、この現存版本李善注への不當な評價というのは、どこから來るのであろうか。集注本と版本を相對評價して、細部に涉つては集注本が李善注の舊を存しているのに間違いはなく、尤本・胡刻本が版本中、李善の舊を存した善本であることは誰も疑つてはいないのである。筆が斯波說批判に向かうと、冷靜な判斷が影を潜めてしまうのを懸念する。

そして、著者は、集注本と版本の關係について、

○ 簡素な李善注を底本として、それぞれ系統を異にする少なくとも兩種の補訂本李善注が編纂されるようになり、その一つが『文選集注』所收の李善注であり、他の一つが宋明刊本の祖本となつた李善注であつた。

(二三七頁)

○集注本系の李善注は、北宋國子監本の公刊以後、あまり高い評價を受けなかったためか、つとに鈔本の段階だけでその傳承を途絶した。これに對して、監本系<sup>II</sup>刊本系の李善注の方は、北宋以來の文選學の盛況と相俟つて、逐次さまざまな系統に分岐し、それぞれに増補され修訂が加えられて、やがて現存の各種版本に定着していった。(二三九頁)

と推定し、『文選』諸本の系統を、單線的ではなく複線的に、李善注の傳承過程も、簡素から煩瑣へという増殖の視點で見つめ直すことを提唱する。

單線的に思考するのではなく、複線的にというのは、從來になかった極めて貴重な見解であつた。しかし、『文選』版本の複雑さは、その複線でも足りないのである。まず第一に、著者の「集注本系の李善注は、北宋國子監本の公刊以後、あまり高い評價を受けなかったためか、つとに鈔本の段階だけでその傳承を途絶した」という論は、單純には成立しない。著者が取り上げた集注本卷八、九というのは、

板本李善注に較べて集注本に増補が多い特殊な卷であり、その部分に關しては、著者の見解は當てはまるかもしれない。しかし、他の卷、たとえば卷八十五（胡刻本卷四十三）などは集注本と版本にほとんど違いがなく、ほぼそのまま傳承されているのである。集注本殘卷全體を通してみれば、増補の度合が卷によつて異なつていて、「簡素から煩瑣へと」單純には言えないのである。

この集注本李善注の増補の度合いにむらのあることは、著者も、

○『文選集注』の李善注は、場所によつて相當に精粗の差がはげしい、かなりむらの多い注解であつたように見受けられる。(三一九頁)

○精細な注を加えた卷と然らざる卷とが混在している。

(三一九頁)

○『文選集注』の李善注は、現存版本のそれと比較しても、場所によつて精粗出入が目立つ、かなりむらの多い注解(三一九頁)

と數回にわたり指摘しているにもかかわらず、結論におい

てそれが考慮されないのは、どうしたことであろうか。あの方向に筆が向かうと、他の事例が見落とされてしまうという先の懸念が現實になったとしか思えない。

更に、現存李善單注本の版本には、五臣注以外にも、集注本所收の「鈔」「音決」「陸善經注」が李善注として混入している。これは、森野繁夫「文選李善注について——集注本李注と板本李注との關係——」（『日本中國學會報』第三十一集、一九七九年）で指摘してある。これによっても、集注本が板本の李善單注本の形成過程に影響をあたえているのは明らかであり、集注本巻八、九の特異なところを論據とした著者の説は、集注本全體と版本李善單注本との關係においては成立しない。

それでは、逆に集注本から李善注を抽出し、「鈔」「音決」「五臣注」「陸善經注」を用いて補足を加えた李善注再編本が北宋國子監本に連なっていたと單純化できるかという点、そうはいかない。版本には、「鈔」などの現存する他注とも關係ない増補部分もかなり多くあり、また、集注本巻八、九には、板本の祖本が明らかに集注本とは違う

事例がある（これについては拙著『文選李善注の研究』第三章に記した）。確かに北宋國子監本が版刻される際、著者の指摘されるような集注本李善注とは別系統の増補本があった可能性も考えられる箇所もあるのである。また、板本間においても李善注の増減がある。たとえば、巻十八、十九の尤本・胡刻本は、袁本・明州本などに比べて李善注がかなり多い。

このように、李善注の増減は巻ごとに違うという複雑な様相を呈しており、従來の『文選』版本に關する諸説では割り切れないものが残る。敢えて推測すれば、版本李善單注本は、一つの系統の本に依つて翻刻されたものではなく、集注本を含む各種鈔本（宋代には既に殘卷本になっていたと推定する）をもとに巻別に再編されたものであり、その結果として、各巻によつて李善注の増減が見られることになったのではないかということになる。

程毅中・白化文と著者は、北宋本の存在を重視する。これは、斯波『文選諸本の研究』において缺落していた視點であり、『文選』版本の傳承過程を考察する上で、貴重な

提言であることに間違いはない。ただ、著者が、南宋・程俱『麟臺故事』卷二の「大中祥符四年（一〇一一）八月、三館祕閣の直官吏校理を選んで『李善文選』を校勘し、摹印頒行した」という記事を根據に力説される大中祥符四年北宋國子監本は、實は張月雲氏が指摘している（『宋刊文選李善單注本考』〔故宮學術季刊〕第二卷第四期、一九八五年）ように、ほどなく焼失していたのである。

今、北宋における『文選』刊行の記事を、清・徐松輯『宋會要輯稿』（用前北平圖書館影印本複製重印、中華書局、一九五七年）によつて整理すると、次のようになる。

○『文選』の刻本は、記録（宋・王明清『揮塵餘話』）に據れば、母昭裔が九三五年に後蜀の宰相になつたあと刊行したのが最初である。斯波『文選諸本の研究』には、「楊守敬の日本訪書志卷十二に、昭裔上木の本を以て五臣本なりと爲せども、恐らくは是れ當時五臣本盛行せし事に據つて立てた臆説であらう。」（二頁注③）というが、後に記す昭裔の孫が家傳の五臣本を進呈した記事からして、これは、五臣本であつたと思わ

れる。

○眞宗の景德四年（一〇〇七）、八月、詔三館祕閣直官校理分校『文苑英華』・『李善文選』、摹印頒行。……『李善文選』校勘畢、先令刻板。又命官覆勘。未幾、宮城火、二書皆燼。（『宋會要輯稿』卷五十五「崇儒」四「勸書」）。『麟臺故事』の記事は、この「景德四年」のことと同じものと思われる。宿白著『唐宋時期的雕版印刷』（文物出版社、一九九九年）では、景德四年の項に、『玉海』卷五十四「雍熙文苑英華」の條から、「八月丁巳、命直館校理校勘『文苑英華』及『文選』、摹印頒行。」を引き、『宋會要輯稿』のこの記事を「大中祥符四年（一〇一一）」の項に記載する。しかし、『宋會要輯稿』の記載順を見ると、これは「景德四年」のことである。

○眞宗の大中祥符八年（一〇一五）、九月七日、以故國子祭酒知容州母守素男克勤爲奉職、克勤表進『文選』・『六帖』・『初學記』印板。樞密使王欽若聞其事故也。（『宋會要輯稿』卷五十五「崇儒」四「求書」）。

○眞宗の天禧五年（一〇二二）、七月、内殿承制兼管勾國子監劉崇超言、『本監管經書六十六件印板、内《孝經》・《論語》・《爾雅》・《禮記》・《春秋》・《文選》・《初學記》・《六帖》・《韻對》・《爾雅釋文》等十件、年深訛闕、字體不全、有妨印造。昨禮部貢院取到《孝經》・《論語》・《爾雅》・《禮記》・《春秋》、皆李鶚所書舊本、乞差直講官重看榻本雕造。内《文選》只是五臣注本、切見李善所注該博、乞令直講官校本、別雕李善注本。其《初學記》・《六帖》・《韻對》・《爾雅釋文》等四件、須重寫雕印。』并從之。〔宋會要輯稿〕卷七十五「職官」二十八「國子監」。

○仁宗の天聖年間（一〇三二—一〇三三）。『宋會要輯稿』卷五十五「崇儒」四「勸書」に、先の記事に續けて、「至天聖中、監三館書籍劉崇超上言、『李善文選』援引該贍、典故分明、欲集國子監校定淨本、送三館雕印。』從之。天聖七年十一月、板成。又命直講黃鑑・公孫覺校對焉。」とある。

これらの記事によれば、景德四年の『李善注文選』の校

定刻本は、ほどなく焼失する。その後、大中祥符八年に母守素（最初に『文選』を刻した昭裔の子）の子克勤がその板を奉った。〔宋史〕西蜀世家によれば、母守素の父昭裔が『文選』『初學記』『六帖』を刻し、「守素資至中朝、行於世。大中祥符九年、子克勤上其板、補三班奉職。」とある。天禧五年の記事によれば、これは五臣注本である。そして、天禧五年、劉崇超が李善注本を刻すべき事を進言し、天聖七年（一〇二九）十一月に完成している。これは、著者が序章（四六頁）に附記している朝鮮本（二四二八年刊）の末尾に付載された北宋時代の李善本後序とも一致する。この朝鮮本は、「天聖四年（一〇二六）平昌孟氏校刊本五臣注『文選』」と李善本とを合編した「元祐九年（一〇九四）刊秀州（浙江省嘉興市）州學本六家注『文選』」をもとに刊行したものである。その李善本後序には、

○天聖三年五月校勘了畢

○天聖七年十一月日雕造了畢。

○天聖九年□月□日進呈

とあり、校勘者の中に、『宋會要輯稿』に記載されていた

黃鑑・公孫覺の名も見える。更に、この天聖本李善單注本の殘葉・殘卷と見られるものが現存している。斯波氏が記す七葉（『文選諸本の研究』一二頁注④）、また、明清内閣大庫舊藏『李善注文選』が今世紀になって民間に流出し、天津の周叔弼、寶應の劉翰臣、江安の傅增湘が所藏し、周氏の二十一卷分は北京圖書館に藏されている（宿白著『唐宋時期的雕版印刷』六四頁）というもの、及び、臺北の故宮博物院所藏の數卷（阿部隆一著『增訂中國訪書志』三六一頁、汲古書院、一九八三年）である。

また、秀州本の後序には、「秀州州學、今將監本文選、逐段詮次、編入李善并五臣注、其引用經史及五家之書、并檢元本出處、對勘寫入。凡改正舛錯脫剩、約二萬餘處。二家注無詳略、文意稍不同者、皆備錄無遺。其間文意重疊相同者、輒省去留一家。總計六十卷。元祐九年二月□日」と、六臣本の形成過程が記されている。政和元年（一一二一）刊行され、最も早い六臣本と見なされていた廣都裴氏刻本より前に六臣本が刊行されていたのである。ただその合編の際、出處を原本に當たつて確かめ、二萬餘箇所も改訂を

加えたという。現存李善單注本の引書の字句が唐鈔本の李善の舊とは異なり、引書の現行本と一致しているのが散見するのは、このあたりに起因するのではないかとも想像される。

この秀州本（朝鮮本）の存在は、集注本・北宋本・尤本の流れを検討する上でも極めて貴重である。たとえば、次の一例を見てみよう。

○傅亮「爲宋公脩張良廟教」の「網紀」注

〈集注本〉卷七十一 14 b

李善曰、網紀、謂主簿也。教、主簿宣之、故曰網紀。

猶今詔書稱門下也。虞預晉書、東平主簿王豹白事齊王

曰、況豹雖陋、故大州之網紀。

呂延濟曰、網紀、謂主簿之司也。教、皆主簿宣之、故

先呼之。亦猶今出制、首言門下、是也。

〈秀州本（朝鮮本）〉卷三十六 8 a

濟曰、網紀、謂主簿之司也。教、皆主簿宣之、故若先

呼之。亦猶今出制、首言門下、是也。

善曰、網紀、謂主簿也。教、主簿宣之、故曰網紀。猶

今詔書稱門下也。虞預晉書、東平主簿王豹白事齊王曰、況灼雖陋、故大州之綱紀。

〔尤本・胡刻本〕卷三十六5 a

綱紀、謂主簿也。教、主簿宣之、故曰綱紀。猶今詔書稱門下也。虞預晉書、東平主簿王豹白事齊王曰、況灼雖陋、故大州之綱紀也。

〔明州本・袁本〕卷三十六

濟曰、綱紀、謂主簿之司也。教、皆主簿宣之、故若先呼之。亦猶今出制、首言門下、是也。

善曰、虞預晉書、東平主簿王豹白事齊王曰、況灼雖陋、故大州之綱紀。

〔茶陵本・四部叢刊本〕卷三十六

善曰、虞預晉書、東平主簿王豹白事齊王曰、況灼雖陋、故大州之綱紀。

濟曰、綱紀、謂主簿之司也。教、皆主簿宣之、故若先呼之。亦猶今出制、首言門下、是也。

〔崇本〕卷十八14 a

濟曰、綱紀、謂主簿之司也。教、皆主簿宣之、故先呼

之。亦猶今出制、首言門下、是也。

秀州本（朝鮮本）は、「況灼」を「況灼」に誤り、五臣注に「若」字を増している他は、集注本と同じである。また、虞預晉書の末尾に「也」字を付していない。尤本はその「也」字を増した他は、集注本と同じである。明州本以下は、李善注を削除している。五臣單注本の崇本に「若」字の無いのは、集注本と一致している。この部分では、集注本が北宋本・尤本に繼承されているのがよく分かる。

ただ、版本間の傳承過程は、先ほどの集注本と北宋本の關係と同様に、單純には割り切れない。六臣本からの抽出再編をいう斯波氏の舉例もそれなりに説得力はあるが、尤本の方が六臣本よりかなり注が詳細な卷（卷十七、十八、十九など）もあり、抽出説を主張する森野繁夫氏も、「宋代における李善注文選」（『東方學』第六十四輯、一九八二年）で、「全てが六臣本から抽出再編されたものとは考えられない。」という。また、黃志祥『北宋本文選殘卷校證』（國立高雄師範學院國文研究所碩士論文、一九八三年）を見れば、北宋本が尤本と一致せず、六家本と一致することが



多い、つまり尤表が手を加えたか、現存諸本とは別系統の本を見たかということも考慮しなければならなくなる。一方、白・程兩氏及び著者の説の影響は大きく、傅剛「『文選』版本敘録」(北京大學中國傳統文化研究中心「國學研究」第五卷、一九九八年)、屈守元「『文選六臣注』跋」(『文學遺產』二〇〇〇年第一期)では、いずれも北宋李善單注本(天聖國子監本)から尤本へという傳承過程をいう。いずれにせよ、互いの事例への反論ではなく、各人が自説に合う例を擧げて自論を展開しているのが現状である。兩論が出そろった現在、秀州本(朝鮮本)や北宋本殘卷をも加えて、更に詳細な検討が必要である。

以上、細部にわたる懸念を述べたが、それは本書で果敢に舊來の學説を覆して後學を導こうとされる著者の意圖をくみ取つてのものである點を了解いただきたい。斯波六郎『文選索引』(一九五九年第三冊刊)に始まる日本の「文選學」は、内容研究において、小尾郊一・花房英樹の全釋(集英社「全釋漢文大系」第一・二・五・六・七冊が小尾譯、三・四が花房譯、一九七四―一九七六年)を第一段として、本

書及び清水凱夫『新文選學』(研文出版、一九九九年)で第二段階に、版本研究においては、斯波六郎『文選諸本の研究』(一九五七年)を第一段として、本書によって第二段階に達した。本書で提起された課題をもとに、両面からの『文選』研究を、更に深化させていかなければならない。

(廣島大學 富永一登)

(附記) 本稿執筆後に刊行された論文「宋代刊本『李善注文選』に見られる『五臣注』からの剽竊利用」(村山古廣教授古稀記念中國古典學論集)汲古書院、二〇〇〇年)で著者は、大中祥符四年國子監本が焼失していたことに詳しく論及されている。